

訪問介護サービス重要事項説明書(令和6年6月1日現在)

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会
設立年月日	平成17年4月1日
電話及びFAX	電話 0796-39-2050 / FAX 0796-39-2150
代表者名	森 脇 修
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1 香美町香住地域福祉センター内
法人の理念	ささえあい安心して暮らせるまちづくり
介護の理念	その方が、その方として、その方らしく、お暮らしになれるようにいつまでもお支えし続けます。
他の介護保険関連の事業	1) 居宅介護支援事業 2) 通所介護事業 3) 訪問入浴介護事業 4) 認知症対応型共同生活介護事業
他の介護保険以外の事業	1) 介護予防・地域支えあい事業 2) 障害者訪問入浴事業 3) 障害者居宅介護等事業 4) 軽度生活援助事業 5) 小地域たすけあい事業 6) ボランティア推進事業 7) 福祉サービス利用援助事業 8) 総合相談事業

2. 訪問介護サービスを担当する事業所について

事業所名	香美町社会福祉協議会 村岡訪問介護事業所
所在地	兵庫県美方郡香美町村岡区村岡305番地の1 香美町村岡老人福祉センター
連絡先	電話 0796-98-1000(代表) 0796-98-1295(直通) FAX 0796-98-1477
管理者氏名	西谷 敬子
営業日 営業時間	通常月曜日～金曜日(国民の休日、祝日及び12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	年中無休・24時間派遣
営業日・営業時間 以外の連絡先	電話 0796-98-1295(転送電話により訪問介護員につながります)
担当者氏名	西谷 敬子
事業所指定番号	指定事業者番号(2874700327) 指定年月日(平成17年4月1日)
事業開始時期	平成17年4月1日
サービスを提供 する実施地域	兵庫県美方郡香美町区域

事業の目的・方針	(目的) 介護福祉士又は、訪問介護員研修修了者が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。 (方針) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。又、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
緊急対応等	事業所の従事者は、訪問介護の実施中にお客様の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、その指示を受けるものとします。
事故発生時の対応等	サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町、お客様の家族、お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じます。(当事業所では、車両事故、火災、応急手当に関する対応方法を定めています。)
損害賠償責任保険加入先	あいおい・ニッセイ同和損害保険株式会社(内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡ください。)

3. 当事業所の管理者及び従業者について

お客様へのサービス提供の管理者は、上記のとおりです。サービスについてのご相談やご不明な点がありましたら、どんなことでもお寄せください。

① 当事業所の従業者は次のとおりです。

職 種	員 数	業 務 内 容	勤務体制	
サービス提供責任者	3 名	利用申込みの調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等	常勤3名	
訪問介護員 (サービス提供責任者3名を含む。)	11 名 (女性 11名)	訪問介護(支援)計画に基づく要介護者等への生活全般にわたる援助	常勤6名 非常勤5名	
資格内訳	介護福祉士	7 名 (女性7名)	訪問介護(支援)計画に基づく要介護者等への生活全般にわたる援助	常勤6名 非常勤1名
	ホームヘルパー 1級	1 名 (女性1名)	訪問介護(支援)計画に基づく要介護者等への生活全般にわたる援助	常勤0名 非常勤1名
	ホームヘルパー 2級	3 名 (女性3名)	訪問介護(支援)計画に基づく要介護者等への生活全般にわたる援助	常勤0名 非常勤3名

② お客様に訪問介護サービスを提供する当事業所の従業者は、身分証明書を携行し、初回訪問時及びお客様やご家族から求められた際は、いつでも提示をします。

4. サービス内容

① サービス提供の手順は次のとおりです。

サービス提供の手順	お客様の申込み→被保険者証の確認→重要事項説明書による説明・同意→契約の締結→身体状況の把握(居宅介護支援事業所・医療機関との連携による)→面談・訪問介護計画の作成→サービスの提供→サービス提供記録の整備→領収書の発行→終了 ※サービス提供時においては、関係者との連携、事故発生時の対応、苦情対応等を行います。
-----------	--

- ② お客様に対しては、次の中から選択されたサービスを指定の時間帯に応じて提供します。
 なお、サービス提供にあたっては、「訪問介護サービス計画」「サービス利用手順書」に沿って計画的に提供します。

身体介護中心型サービス	<p>◆ 身体介護とは、訪問介護員(ホームヘルパー)が①お客様の身体に直接接触して行う介助、並びに②これを行うために必要な準備及び後始末 ③お客様が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助・専門的な援助です。具体的な主なサービスは次のとおりです。</p> <p>①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助 ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位交換 ⑩服薬の見守り介助 ⑪通院等介助 ⑫その他()</p>
-------------	--

生活援助中心型サービス	<p>◆ 生活援助とは、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助です。主なサービス内容は次のとおりです。</p> <p>①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え ⑦その他()</p>
-------------	---

5. サービス利用料金表

① お客様の訪問介護サービス利用料金

区分	提供時間	20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分ごとに加算	
		料金	お客様負担料金	料金	お客様負担料金	料金	お客様負担料金	料金	お客様負担料金
身体介護	昼間	2,930円	負担割合 合証に基づく	4,640円	負担割合 合証に基づく	6,800円	負担割合 合証に基づく	980円を 加算	負担割合 合証に基づく
	早朝 夜間	3,650円	負担割合 合証に基づく	5,800円	負担割合 合証に基づく	8,500円	負担割合 合証に基づく	1,220円を 加算	負担割合 合証に基づく
	深夜	4,380円	負担割合 合証に基づく	6,960円	負担割合 合証に基づく	10,200円	負担割合 合証に基づく	1,470円を 加算	負担割合 合証に基づく

区分	提供時間	20分以上 45分未満		45分以上	
		料金	お客様負担料金	料金	お客様負担料金
生活援助	昼間	2,150円	負担割合 合証に基づく	2,640円	負担割合 合証に基づく
	早朝 夜間	2,670円	負担割合 合証に基づく	3,300円	負担割合 合証に基づく
	深夜	3,210円	負担割合 合証に基づく	3,960円	負担割合 合証に基づく

○利用時間20分未満の身体介護

提供時間	料金	お客様負担料金
昼間	1,960円	負担割合 合証に基づく
早朝 夜間	2,430円	負担割合 合証に基づく
深夜	2,920円	負担割合 合証に基づく

※ なお、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定料金の15%が加算されます。

注1) 当事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を行っている事業所として「特定事業所加算」を受けています。そのため介護保険給付について、通常の基準より20%増しの報酬を受け取っており、利用者負担に関してもその分を反映することとされています。したがって、加算を受けていない事業所に比べて20%増しの利用料金となっています。

注2) その他の加算

- ①初回加算 新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、サービス提供責任者が計画内容を確認するため、訪問をする場合の料金は2,000円（お客様負担料金は200円）になります。
- ②緊急時訪問加算 お客様やご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた時に、訪問介護員等が居宅サービス計画にないサービス（身体介護に限る）を行う場合の料金は、通常の料金のほかに1,000円（お客様負担料金は100円）が加算されます。
- ③生活機能向上連携加算 サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合、通常料金のほかに1月につき1,000円（お客様負担料金は100円）が加算されます。
- ④介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 令和6年6月からは介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員ベースアップ加算が廃止され、新たに創設される介護職員等処遇改善加算Ⅱ（料金＝毎月の算定料金の22.4%、お客様負担料金22.4%）を算定させていただきます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

② その他の料金

	お客様負担料金
交通費料金 (サービス実施地域外のみ)	交通費実費又は、自動車使用の場合は、 通常の実施地域を超えた地点を起点とした距離に応じ ①片道10km未満 1,000円 ②片道10km以上15km未満 1,500円 ③片道15km以上 5km未満まで増すごとに500円加算
複写物の交付	無 料

注1) 訪問介護サービス利用料金表の「お客様負担料金」は負担割合証に基づいて計算されます。

注2) お客様のご都合でキャンセルされる場合には、できるだけサービス利用の前日午後5時15分までにご連絡ください。前日午後5時15分以降のキャンセルは、お客様負担金の100%を申し受けることとなりますので、ご了承ください。
(但し、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。)

注3) 今後この料金体系は変更する場合があります。その際はお客様に事前に文書をお渡しして説明します。

注4) 平常の時間帯(午前8時から午後6時まで)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時間帯	午前6時から午前8時まで ※25%加算	午後6時から午後10時まで ※25%加算	午後10時から午前6時まで ※50%加算

注5) 訪問介護サービス利用料金表の料金区分「1時間30分以上30分ごとに加算」欄については、1時間30分以降のサービス提供が1,010円の加算(お客様負担料金は負担割合証に基づく金額)となります。

注6) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、お客様の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・ 体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合
- ・ エレベーターのない建物の2階以上の居室から、歩行困難なお客様の外出介助をする場合
- ・ 深夜帯の訪問で、訪問地域の環境等を鑑みて、訪問介護員2人対応が望ましい場合

注7) お客様がまだ要介護認定を受けていない場合①サービス利用料金の金額を一度お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。但し、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は現物給付となります。②認定が「自立」の場合は、全額自己負担となります。また、要支援もしくは要介護の認定を受けていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、一度全額料金をお支払いいただきます。償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

6. 虐待の防止

お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	西 谷 敬 子
-------------	-----	---------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 身体拘束

原則としてお客様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様、又はご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 料金の支払い時期と支払い方法

利用料、その他の費用の請求	①利用料、その他の費用は、お客様負担がある場合に、利用の月ごとにその合計額を請求します。 ②請求書は、利用明細を添えて、お客様宛にお届けいたします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
利用料、その他の費用の支払い	①請求書を受け取られましたら、お渡しするお客様控えと内容を照合の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法を選択した上でお支払いください。 <input type="checkbox"/> お客様指定口座からの自動振替 郵便局以外で、香美町内の金融機関に所有されるお客様の口座から自動振替するためには別紙届出書の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 事業者指定口座への振込み 但馬銀行 香住支店 普通 口座番号7112046 口座名義 社会福祉法人香美町社会福祉協議会 会長 森 脇 修 <input type="checkbox"/> 現金支払い ②お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管していただきますようお願いいたします。

9. その他事業者の責務

個別サービス計画	当事業所は、お客様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、お客様の個別支援計画を作成し、お客様に説明したうえでこれに従って、サービスを提供します。
サービス提供内容の記録	お客様に提供したサービス内容の記録は、お客様の要介護認定等の満了日から5年間保管します。記録については、お客様とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。
秘密保持と個人情報(プライバシー)の保護	当事業所及び従事者がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等でお客様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

10. 苦情相談機関

苦情相談窓口	担当者氏名： 西谷敬子			電話 0796-98-1000
第三者委員	委員氏名(住所):			電話
	委員氏名(住所):			電話
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名	香美町福祉課		
	電話	0796-36-1111	FAX	0796-36-3809
	受付時間	8:30~17:15 月~金		
	機関名	兵庫県国民健康保険団体連合会		
	電話	078-332-5617	FAX	078-332-5650
	受付時間	9:00~17:15 月~金 (12月29日から1月3日を除く)		

11. 重要事項を説明した場所・年月日・時間

この重要事項説明書の説明場所・年月日・時間	場所:
	令和 年 月 日 時 分

※なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、お客様にその内容を文書にて通知し、口頭にて説明します。

サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明書にもとづく重要な事項をお客様に対して説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡305番地の1
(香美町村岡老人福祉センター)

香美町社会福祉協議会村岡訪問介護事業所 印

代表者 森 脇 修

管理者 西谷敬子

説明者名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(お客様) 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

(お客様との続柄:)